

しまね消防団応援の店 登録のご案内

消防団は、火災や各種の災害から自分たちの地域を守るため、危険個所の見回り、予防の呼びかけ、現場出動等に活躍しています。

近年は各地で災害が多発する一方で、消防団員数は減少が続き、団員の確保や活動の強化が大きな課題となっています。

そこで、地域に貢献する消防団員を応援し、団員の士気向上、住民の防災意識づくりに協力する店舗・事業所を募集しています。

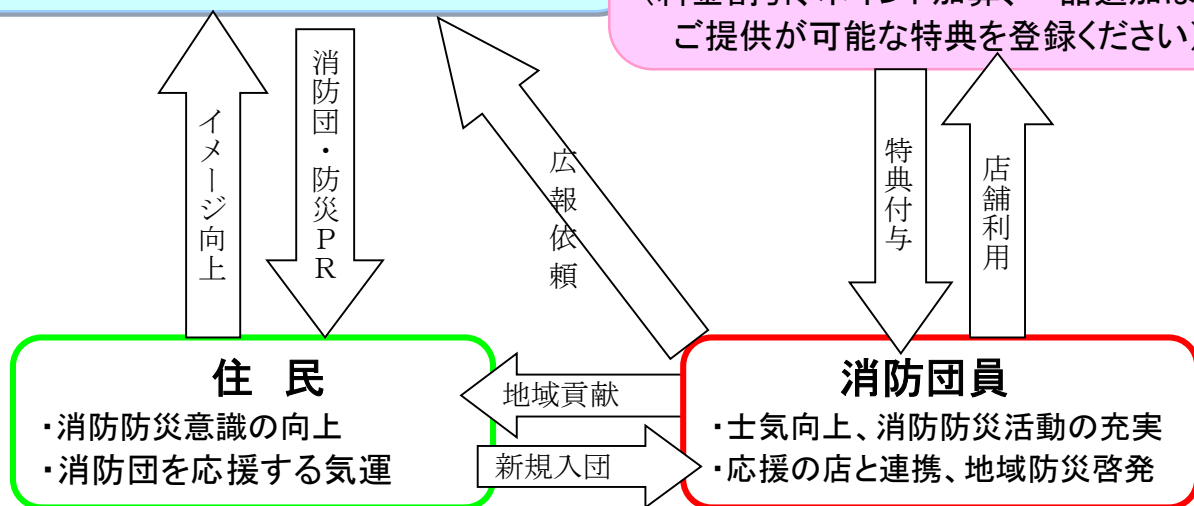
(約200店の応援の店一覧などの詳しい情報は、島根県ホームページをご覧ください)
http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/shobohoan/syouboudann.html

①PR応援（全店舗が実施）

- ・消防団紹介、団員募集のポスター掲示やチラシ陳列、のぼり等によるPR
- ・店舗名や応援メッセージのHP掲載等、応援の雰囲気作りへのご協力

②特典応援（任意で追加）

- ・団員が購入やサービス利用する際に、各種特典を付与
(料金割引、ポイント加算、一品追加ほかご提供が可能な特典を登録ください)



(登録の流れ) 詳しくは、事業実施要綱をご覧ください。

- ①店舗等は、「登録届」を各市町村の消防団事務局または島根県に提出。
- ②県および市町村は、応援の店の登録情報を掲載。応援の店は、登録後に送付される表示証等を掲示するとともに、①PR応援（必須）および②特典応援（登録時に選択した場合のみ）を実施。
- ③消防団員は、県および市町村が発行する利用証を取得し、応援の店のうち②特典応援を実施する店舗等を利用。

しまね消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事や家庭を持ちながら地域の消防防災活動に精励する消防団を、住民、事業者、自治体等が地域一体で応援する気運を高め、消防団員（以下「団員」という。）の一層の士気向上及び地域防災力の充実強化を図るため実施する「しまね消防団応援の店事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、島根県が県内市町村、(公財)島根県消防協会及び各消防団と相互に協力し実施するものとする。

(しまね消防団応援の店に関する基本的な考え方)

第3条 しまね消防団応援の店（以下「応援の店」という。）は、第1条の趣旨に賛同し、消防団及び地域防災に関するポスター掲示、チラシ等配布、その他PR活動による応援（以下「PR応援」という。）を自主的に行うものとする。

2 応援の店は、登録時に任意で追加する応援活動として、団員等が受けることのできる料金割引、利用ポイント加算その他のサービスを提供（以下「特典応援」という。）することができる。

3 団員は、事業の趣旨をよく理解し、応援の店と連携して団員の確保及び住民の消防防災意識の啓発に努めるとともに、地域一体での応援を受けるにふさわしい高い規律と自覚を持って、この事業に参加するものとする。

(応援店の登録)

第4条 応援の店に登録しようとする店舗、事業所、その他団体（以下「店舗等」という。）は、別に定めるしまね消防団応援の店登録届（以下「登録届」）を、各市町村の消防団事務局または島根県消防総務課（以下「県」という。）に提出するものとする。ただし、組合等の団体が登録届を提出する場合は、別に定める登録届（団体用）により一括して提出できるものとする。

2 県は、前項の届出内容について必要に応じ市町村等に照会し、公序良俗に反するおそれがある等、団員の応援の趣旨に不相当と認められる場合には、登録を行わないものとする。

(表示証の交付)

第5条 島根県消防総務課長は、応援の店の登録を行ったときは、別に定める表示証及び、第3条第1項（PR応援）及び第2項（特典応援）で定める応援区分を掲示する物品等を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- パンフレット、チラシ、ポスター、ホームページ、看板、映像その他の広告

(利用者証の提示等)

第7条 団員は、第3条第2項で規定する特典応援を受けようとするときは、県および市町村発行する利用者カードを提示しなければならない。

2 団員は、利用者証を不正に使用または特典応援に関して応援の店に強要するなど不適切な行為をしてはならない。なお、応援の店の利用に際して損害等が発生した場合の責任は、当該団員が有するものとする。

(応援の店の公表)

第8条 島根県消防総務課長は、応援の店の名称等について、ホームページ等により公表するものとする。

2 各市町村及び消防団は、各市町村内の応援の店の名称等について、ホームページ等により公表することができる。

(登録内容の変更)

第9条 応援の店は、表示証の記載内容の変更、応援特典の変更または中止をしようとするときは、別に定めるしまね消防団応援の店登録変更届を、各市町村の消防団事務局または県に提出するとともに、速やかに店頭等での利用者周知に努めなければならない。

(登録の取消し)

第10条 島根県消防総務課長は、応援の店が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証等の交付を受けたとき、又は応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 第1項の規定により登録が取り消しとなった応援の店は、速やかに表示証等を返還しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、島根県消防総務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。